

## 基本的方向：Ⅱ 消費者の選択の機会と安全・安心の確保

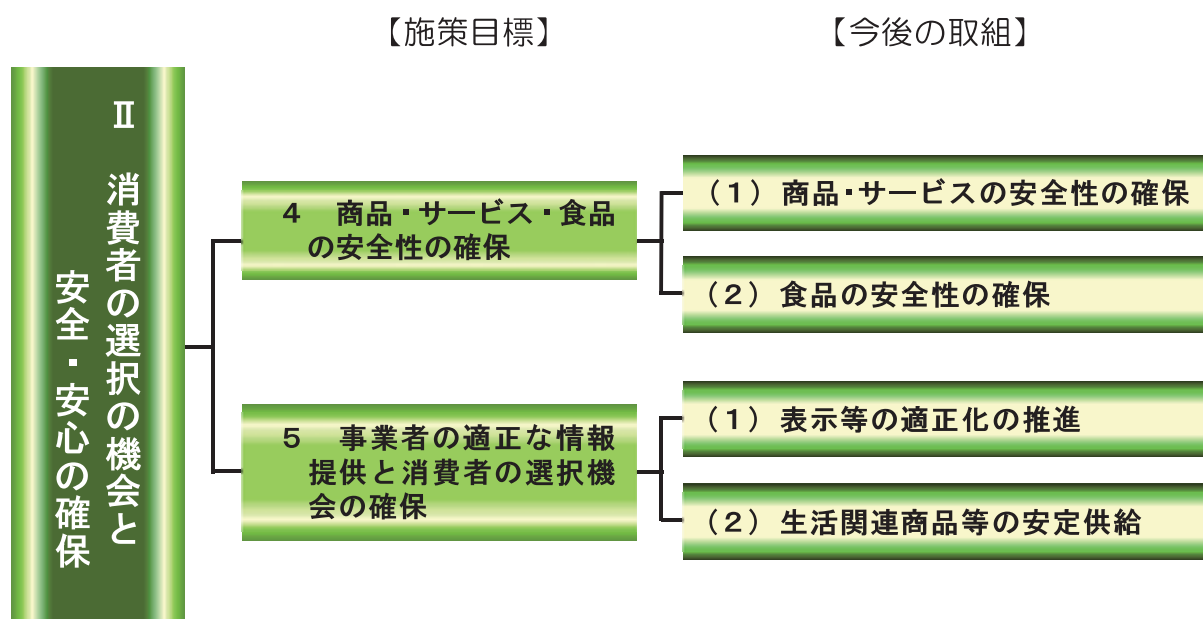
消費者が自主的・合理的に商品・サービス・食品を選択するためには、商品・サービス・食品の安全性の確保や表示等の適正化が求められています。

また、消費者事故や消費者被害が発生した場合には、迅速に情報が消費者に提供されることが重要です。

特に、食品に対する不適正な表示や産地偽装等は、食に関する消費者の不安を増大させるものであり、事業者は適正な情報を提供する必要があります。

こうしたことから、各種法令に基づく事業者指導や消費者事故の情報提供等により、消費者が安心して商品・サービス・食品の提供を受けたり、適正に選べる環境の確保に取り組みます。

「消費者の選択の機会と安全・安心の確保」では、次の施策に取り組みます。



## 施策目標 : 4 商品・サービス・食品の安全性の確保

### めざす姿

- ◆ 商品・サービス・食品の安全性が確保され、消費者が安心して商品等を適切に選択できる機会が提供されています。
- ◆ 消費者事故等の情報は、消費者に迅速に提供されています。

### 現状と課題

- 各種法令に基づく立入検査等を行い、製品の安全確保と消費者事故の発生の防止を図っています。
- 県や関係団体等で構成する「広島県食品安全推進協議会」を設置し、食品の安全性の確保を推進しています。
- 食品表示問題や産地偽装等が社会問題化するなど、食に関する消費者の不安が増大していることから、事業者に対しては適正な表示を徹底していく必要があります。
- 消費者事故や消費者被害が発生した場合には、被害の拡大防止に向けて消費者への迅速な情報提供が求められています。

(1) 商品・サービスの安全性の確保

【取組の方向】

- 各種法令に基づく立入検査等を実施し、商品・サービスの安全性を確保します。
- 消費者事故や消費者被害が発生した場合には、迅速に情報を提供します。
- 事業者に対して、商品・サービスの安全性確保に向けた取組を促進します。

【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
各種法令に基づく指導	消費生活用製品安全法や家庭用品品質表示法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等で指定されている製品について、法に基づく立入検査等を実施する。
	貸金業法や宅地建物取引業法、建設業法等に基づき、事業者への立入検査等を実施する。
消費者事故等の迅速な情報提供	医療・介護・薬品や消防関係製品等、商品・サービスに係る消費者事故等が発生した場合には、消費者安全法に基づき迅速に消費者庁に通知する。
	国等からの製品の事故情報等について、市町への通知、ホームページの活用等により県民に対して迅速に情報提供する。
	警察において、消費者事故等の情報を認知した際に備えて、庁内関係部局との即報体制を継続維持していく。
商品・サービスの安全に関する情報提供	医療・介護・薬品や消防関係製品等、商品・サービスの安全については、それぞれの関係団体と連携して、効果的に情報を提供する。
住宅に関する制度等の普及啓発	住宅性能表示制度や長期優良住宅といった、住宅購入にあたり有益な制度等について普及啓発を図る。
事業者団体との協議や情報交換の場の設置	商品・サービスに係る各分野の事業者団体との協議や情報交換の場を設置し、情報を共有できる体制を構築する。

## (2) 食品の安全性の確保

### 【取組の方向】

- 食の安全に関する消費者問題に対し、庁内関係部局の一体的な取組を促進します。
- 食品に関する事故等の情報を、迅速に収集し提供できる体制を構築します。

### 【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
食の安全に関わる庁内関係部局との連携	広島県食品安全推進協議会における関係部局との連携を図り、食の安全に関する消費者問題に対し、一体的に取組を促進する。
食品の安全に関する情報提供	被害の拡大を防ぐため、食品の安全に関する情報は、迅速に消費者に提供する。
	警察において、食品に関する事故等に備えて、即報体制の継続・維持を図る。

## 施策目標：5 事業者の適正な情報提供と消費者の選択機会の確保

### めざす姿

- ◆ 事業者からの情報が消費者に適正に提供され、消費者が、商品・サービス・食品を適切に選択できる機会が確保されています。

### 現状と課題

- 高度情報化、規制緩和、国際化の進展に伴い、商品に関する情報量が増大していることから、消費者が商品等を適切に選択できる機会を確保するためには、事業者による適正な情報提供が求められています。
- 平成 25（2013）年度に発生した食品表示問題により、事業者、消費者双方の関心が高まっています。表示には様々な法令が関連しており、所管する部局も多岐にわたっていることから、関係部局のより一層の連携が求められています。
- 食品表示問題を受けて、平成 25（2013）年度に景品表示法が改正され、県の権限強化や事業者の責務が加えられたことから、事業者に対して、景品表示法の内容の周知を図る必要があります。
- 緊急時に備えて、生活関連商品の供給を確保する体制を構築しておくことが必要です。

(1) 表示等の適正化の推進

【取組の方向】

- 消費者が適切に商品・サービス・食品を選択できるよう、表示等に対する事業者の意識向上を図ります。
- 不適正な表示等を行う事業者に対する指導の強化を図ります。

【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
表示、計量、広告に関する適正表示の普及啓発	国と連携したセミナー等を通じて、事業者に対して、適正表示の普及啓発を図る。
食品表示に関する県庁内の体制の連携強化	食品表示に関しては、県庁内の関係部局が連携して情報共有し、一体的に推進する。
景品表示法に基づく事業者指導の強化	事業者指導専門員を配置し、不適正な表示を行う事業者に対して、行政指導や行政処分を行う。
計量法に基づく検査等	計量法の適正な実施のため、検定・検査、計量証明検査、立入検査等を行う。
公正取引協議会の取組の支援	景品表示法の適正な運用を図るため、事業者が自主的に設けている事業者団体である公正取引協議会の取組を支援する。

## (2) 生活関連商品等の安定供給

### 【取組の方向】

- 生活関連商品等の安定的な供給を図るため、物価等の動向を把握し情報提供します。
- 緊急時には、条例に基づく対応や県と関係団体で締結している協定等により、生活関連商品等の安定確保に努めます。

### 【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
物価等の動向の把握・情報提供	生活関連商品等の物価等の動向を継続的に把握し、ホームページ等を活用して定期的に情報を提供する。
緊急時の生活関連商品等の安定確保	生活関連商品等の価格等に重大な影響がある場合には、条例に基づく物資の指定・調査等を実施する。
	災害時には、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する基本協定に基づき、生活関連商品等の安定確保を図る。